

個別施策4 成年後見人等による権利の擁護

資料3-③

取組状況・成果

＜成年後見制度の利用促進＞

- 認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない人でも地域の中で安心して暮らし続けられるように、成年後見制度の推進機関である**新宿区成年後見センター**を中心に、成年後見制度の普及啓発や相談機能の充実等を行い、制度の利用促進を図ってきました。
- 平成26年度からは、制度を支える成年後見人の新たな担い手の確保に向け、市民後見人養成基礎講習を開始しました。
- 平成27年度からは、制度利用に係る申立費用助成制度の新設とともに、成年後見人等への報酬助成制度について対象を拡充しました。
- 新宿区成年後見センターへの相談件数について、平成25年度2,409件、平成26年度2,916件、平成27年度3,649件と増加しており、成年後見制度の利用促進につながっています。

現状・課題

＜成年後見制度の利用促進＞

- 成年後見制度の普及に伴い、相談件数の増加とともに、相談内容も複雑化しているため、より迅速かつ的確な対応が求められています。
- 認知症高齢者の増加など、身上監護や財産管理を必要とする方の増加も見込まれるため、市民後見人等の新たな担い手の確保などが求められています。

目指すまちの姿・状態

判断能力が十分でないため日常生活等に支障のある人でも、地域社会の一員として尊厳を持っていきいきと生活が送れる共生社会の実現をめざします。

施策の方向性

＜成年後見制度の利用促進＞

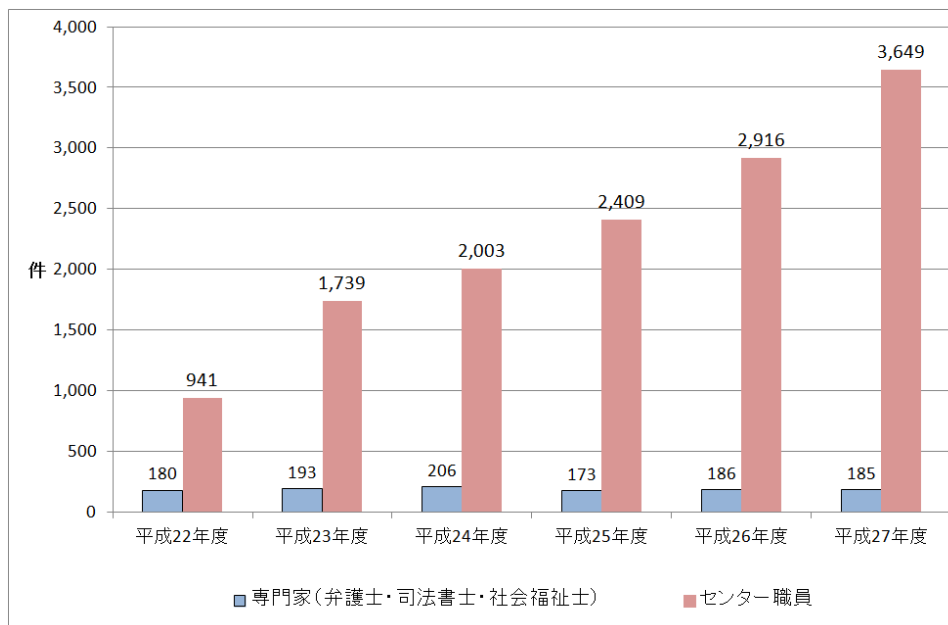
- 成年後見制度の利用を必要とする方が確実に利用できるような制度の利用促進を図っていきます。
- 具体的には、制度の利用が必要な人に対する相談や助成を行うとともに、市民後見人の養成と活用についての課題を新宿区成年後見事例検討会等で検討し、より計画的な市民後見人の養成に取り組めます。その上で、関係機関との連携を強化しながら、法人後見制度の検討を含め、判断能力が十分でない人が地域で安心して生活できる支援体制づくりに取り組んでいきます。



被後見人の話を聞く市民後見人

成年後見制度に係る相談件数は、専門家に対する相談件数は横ばいで推移しているが、職員に対するものは年々大きく増加しており、専門的相談に至る前の段階の悩みや制度の不明点や、身上監護や財産管理などに関する相談が増えていると推察されます。

(図表1 新宿区における成年後見制度に係る相談件数の推移)



成年後見制度とは？

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない人の権利を守るための民法に基づく制度です。成年後見人等がこれらの人の意思を尊重し、法律面や生活面でその人らしい生活を送れるようお手伝いします。制度は次の2種類があります。

・法定後見制度

すでに判断能力が十分でない人を支援します。

本人の判断能力のある順に「補助」「保佐」「後見」の3類型に分かれ、実情に応じて家庭裁判所が援助者(補助人・保佐人・成年後見人)を決定します。

・任意後見制度

将来の判断能力低下に備え、あらかじめ自分が将来お願いする内容と援助者(任意後見人)を決め、公正証書で契約します。

成年後見人等は何をするの？

成年後見人等の職務は、「身上監護(しんじょうかんご)」と「財産管理」です。(補助・保佐の場合は、援助者に付与された権限の範囲)

・身上監護

本人がその人らしい生活を送るため、本人の生活・医療・介護・福祉等にかかわるお手伝いをすることです。

・財産管理

不動産や現金などの財産を本人の立場にたって安全に管理することです。